

基安発 0521 第 2 号

平成 24 年 5 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されているが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されている。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところであり、所轄署においては、労災請求を受けて立入調査を実施するとともに、本省においても専門的観点からの調査を行うこととしている。

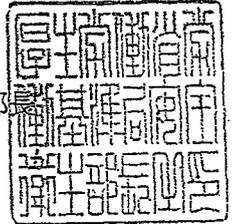
現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中であるが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、別添のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したところである。

については、都道府県労働局において、関係事業者に対して化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内印刷業界団体に対しても要請願いたい。

基安発 0521 第 1 号
平成 24 年 5 月 21 日

日本印刷産業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部



印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されていますが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されているところです。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところです。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中ですが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、下記のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対し周知いただくようお願いします。

記

- 1 事業場で使用しているインク、洗浄剤等について、安全データシート（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 による通知等をいう。以下「SDS」という。）によりその化学物質の成分を把握すること。
- 2 上記 1 で把握した成分に特化則の対象物質が含まれる場合には、法及び特化則に基づき、労働者へのばく露防止のため、代替物の使用、局所排気装置等の設置、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録、安全衛生教育

等の措置を確実に講ずること。

- 3 上記1で把握した成分にがん原性指針の対象物質が含まれる場合には、当該指針に基づき、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、保護具等のばく露低減化措置、作業環境測定、労働衛生教育及び労働者の把握等を行うこと。
- 4 上記1で把握した成分に有機則の対象物質が含まれる場合には、法及び有機則に基づき、労働者へのばく露防止のため、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、一定の場合の呼吸用保護具の着用、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、安全衛生教育等の措置を確実に講ずること。
- 5 上記2，3及び4に該当するものを除き、1で把握した成分に法第57条及び第57条の2の規定により表示等又は文書の交付等が義務付けられている物質が含まれている場合については、SDSの危険有害性情報に従って、換気、防毒マスクの着用等の自主的なリスクの低減措置を講じるとともに、法第101条の規定により事業場内に表示する等により労働者に周知を行うこと。

元従業員4人胆管がん死

校正印刷 溶剤原因? 調査へ

西日本の会社

西日本のオフセットに乗り出した。

校正印刷会社の工場
で、一年以上働いた経
験のある元従業員のう
ち、少なくとも5人が
胆管がんを発症、4人
が死亡していたこと
が、熊谷信二・産業医
科大准教授(労働環境
学)らの調査で分かっ
た。作業時に使われた
化学物質が原因と強く
推測されるという。遺
族らは労災認定を求
め、厚生労働省は調査
均死亡者数に比べ約6

00倍になった。

熊谷准教授による
と、同社では91〜03年、
「校正印刷部門」で1
年以上働いていた男性
従業員が33人いた。発
症当時の5人の年齢は
25〜45歳と若く、入社
から7〜19年目だっ
た。熊谷准教授が今回
の死亡者数を解析した
ところ、胆管とその周
辺臓器で発生するがん
による日本人男性の平
均死亡者数に比べ約6

制されていた。熊谷准教授は「これほど高率になると、偶然とは考えられず、業務に起因している。校正印刷会社は他にもあると聞いており調査が必要だ」と話す。

元従業員らが労災認定を求めたことについて、会社側は「真摯に対応させていただいており、個人情報などもあり、お答えできない」としている。

「仕事中吐き気」証言も

「元同僚が同じようにながんで次々死んでいく」と。遺族らは厚生労働省に全容の解明と被害拡大の防止を求めた。熊谷准教授に相



熊谷准教授から亡き息子あてに送られた調査協力依頼の手紙を見る母—遺族宅で大島撮影

【河内敏康、大島秀利】
上島通浩・名古屋市長
立大教授(労働衛生)

談したところだった。男性は両親に「職場は有機溶剤が漂い、環境が悪い」と言い退職した。5年後に胆管がんを発症すると、両親に同僚が同様の病気で若くし

て亡くなっていることを明かした。熊谷准教授は、男性が受け取っていた年賀状をもとに、31歳で死亡した同僚の兄あてに手紙を送って調査の協力を依頼。その母親から電話で「実は、兄弟と同じ会社に勤めていました。4年前に46歳で亡くなった。2人とも胆管がんでした」と告げられた。

熊谷准教授が元従業員らに当たると、仕事中に吐き気がする同僚もいたなどの証言も出てきた。遺族に病院への開示請求などをしてもらい、医学資料を集めると、5人が胆管がんにかかり、4人が死亡していた。

息子2人を失った母親は「これから働く人のために病気をなくしてほしい」と厚生労働省の調査の行方を見守っている。【大島秀利】

胆管がん

胆管は肝臓で作った胆汁を十二指腸に運ぶ管状(長さ約8cm)の器官。がんは上皮からできる。胆管結石との関連も指摘されるが、原因は不明。日本人男性の年間死亡率は10万人あたり10.5人(05年)で、発生率は75歳以上で最も高い。



胆管は肝臓で作った胆汁を十二指腸に運ぶ管状(長さ約8cm)の器官。がんは上皮からできる。胆管結石との関連も指摘されるが、原因は不明。日本人男性の年間死亡率は10万人あたり10.5人(05年)で、発生率は75歳以上で最も高い。

元印刷会社5人胆管がん

大阪・4人は死亡 化学物質原因か

大阪府内の校正印刷会社 発症し、4人が死亡している。元男性の平均死亡率を基に、1年以上働いていた元男 予想される死亡者数の約6 性従業員ら33人のうち、少 谷信二准教授(労働環境学) 0.0倍に上るといふ。熊谷 なくとも5人が胆管がんを らの調査でわかった。日本 准教授は「業務で使ってい

胆管がんで4人死亡

校正印刷の元従業員 化学物質原因か

関西にある校正印刷会 熊谷准教授によると、 社の工場で1年以上働い 同社の校正印刷部門で1 991〜2003年に働 っていた元従業員のうち、 少なくとも5人が胆管が んを発症し、4人が死亡 していたことが19日、産 業医科大(北九州市)の 熊谷信二准教授(労働環 境学)らの調査で分かっ た。通常と比べて発症率 が極めて高く、熊谷准教 授は作業時に使われた化 学物質が原因となった可 能性があるとみている。

熊谷准教授によると、同社の校正印刷部門で1991〜2003年に働いていた元従業員は計33人。胆管がんは高齢者に多いが、5人が発症したのは25〜45歳で、職場で元従業員が胆管がんで死亡した割合も日本人男性の平均と比べ6000倍を越える高さといふ。熊谷准教授は「シクロロプロパン」については規則で濃度測定に基づき暴露軽減策などを定めていたが、「1・2-シクロロプロ

パン」の規制はなかった。を提示していなかった。職場では換気をしていた。熊谷准教授は「2つの化 学物質が胆管がんを発症 させたと推測している。一部の遺族らは3 月高濃度の暴露が原因とな った疑いがある」として 調査が調査している。

た化学物質が原因だと強く 推測される。詳しい調査が 必要だ」と話している。 熊谷准教授は亡くなった 従業員の遺族らから相談を 受けて調査。死亡者と同じ 校正印刷部門で働いていた 男性従業員は少なくとも33 人おり、本人や家族らから 協力を得られたケースにつ いて病歴などを調べたところ、5人の発症が分かった。 5人は25〜45歳で発症し ており、入社から発症まで の年数は7〜19年。元従業 員らの証言では、ほかにも 数人、がんによる死亡、発 症者がいるといふ。

正式な印刷の前に仮刷り して色合いや文字などを確 認する校正印刷では、印刷 機の洗浄を頻繁に行う。こ の洗浄液に含まれる化学物 質は動物実験でマウスには がんの発生の増加が確認さ れているが、人間への影響 は少ないとされてきた。 熊谷准教授は「元従業員 らの証言では洗浄作業の 際、マスクを使用せず、化 学物質を吸い込みやすい環 境にあった。化学物質が胆 管がんの発症に影響してい る可能性がある。同様の 洗浄液はほかでも使われ しており、全国的な実態調査 を行うべきだ」と話してい る。